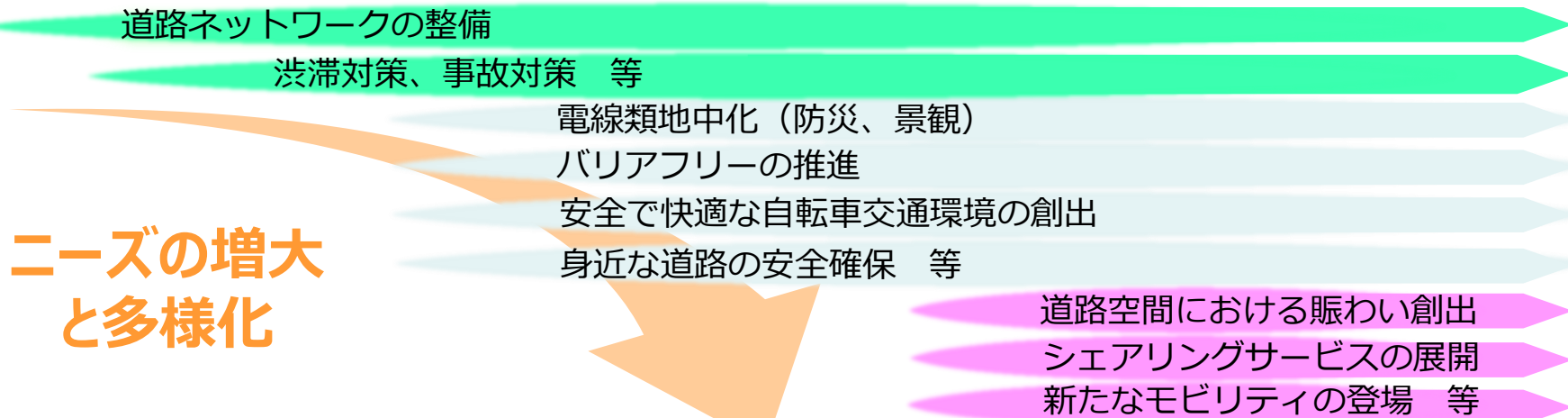


背景：多様化する道路空間へのニーズの変遷

- 社会・経済情勢の変化や新技術の登場に伴い、道路空間に対するニーズが多様化。
- 従来の通行の機能に加え、賑わい空間の創出、安全・安心、新たなモビリティの通行に対応した機能が必要になるなど、人中心に関するニーズが高まっている。
- 地域の状況やそれぞれの道路の役割を見据えつつ、求められる機能を道路ごとに分担する考え方・手法の整理が必要。

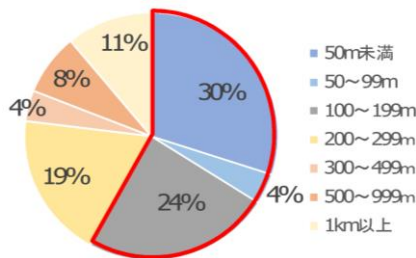
時代とともに多様化してきた道路空間へのニーズ

1960年 人口増加、高度経済成長期 1980年 人口・経済成長は横ばい 2000年 人口減少・超高齢化社会 2020年 人口減少・超高齢化社会 2040年



ニーズの増大
と多様化

高齢者のベンチ
設置希望間隔
(約6割が歩道に
200m未満の間隔でベ
ンチの設置を希望)

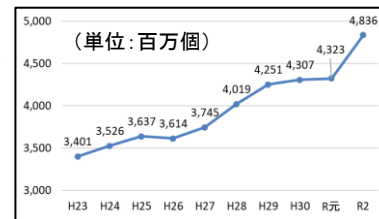


新型コロナ感染リスク
低減のため、沿道飲
食店等の路上利用
(全国約170の自治体、
約420カ所で事例あり)



(岐阜県大垣市より提供)

宅配便取
扱個数は
年々増加



出典：国土交通省「令和2年度宅配便取扱実績」をもとに作成

道路の可能性の提示(道路ビジョン2040より)

- 国土交通省道路局では、令和2年6月、今後の道路政策に係るビジョンとして、「2040年、道路の景色が変わる」を発表。
- 将来、予測される様々な「道路の景色」を紹介。



人中心の空間として再編した、
まちのメインストリート



曜日や時間帯に応じて道路空間
の使い方が変わるマネジメント

ビジョンの実現に向けて、、、

歩行者利便増進道路を創設

道路の機能に
歩行者が滞在し交流する
【賑わい空間】を規定。

賑わいのある道路空間を構築するための
道路の指定制度

R2年度に創設された新たな制度!!

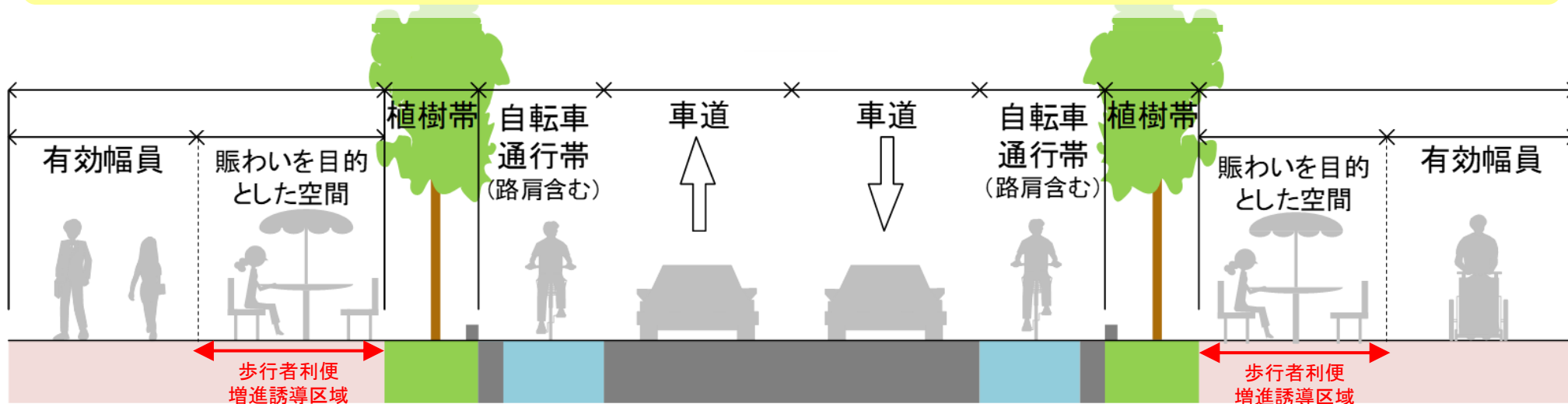
道路法等の一部を改正する法律

R2.5.20 成立

R2.5.27 公布

R2.11.25 施行

歩道等の中に **“歩行者の利便増進を図る空間”**を定めることが可能に!!



バリアフリー基準
・車いす同士がすれ違える歩道の有効幅員 (2.0m以上)を確保

バリアフリー基準
・歩道の縦断勾配 5%以下(特例値8%)
・歩道の横断勾配 1%以下(特例値2%)

バリアフリー基準
・植樹帯や並木や柵の設置
・縁石の設置 高さ15cm以上

バリアフリー基準
・透水性舗装を活用し、平坦で滑りにくく水はけの良い仕上げとする

○歩行者交通量に応じて、歩道の幅（有効幅員）を確保

- ・ 500人/日以上…3.5m
- ・ 500人/未満 …2.0m

○有効幅員を確保した上で、残りの幅を歩行者の利便増進を図る空間として活用

制度として法律に位置づけられているため、ほこみちによる道路空間の利活用は、警察等の関係機関との協議が進めやすくなるほか、以下のようなメリットがある。

○占用特例が認められる

- 歩行者の利便増進を図る空間（利便増進誘導区域）内では、**無余地性の基準※にとらわれず**、歩行者の利便増進のために必要な施設等の占用が認められる。

※道路区域外に当該占用物件を置く余地がなく、やむを得ない場合のみ占用が許可されるという基準

○公募占用制度の活用

- より歩行者の利便の増進に資するものを選定し、道路の適切な場所への設置を誘導する観点から、**公募占用制度を創設**。
- 利便増進誘導区域において、**複数の占用希望者からの提案を公募・評価**し、占用予定者を選定。
- 公募占用の場合、通常（5年間）より**長期間（最長20年間）の占用が認められ**、テラス付きの飲食店など、初期投資の高い施設も参入しやすくなる。

○占用料の減額

- 占用主体が道路維持管理の協力※¹も行う場合、占用料の90%※²を減額。

※1：占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など

※2：直轄国道の場合

ほこみちの活用事例

○ほこみち制度の活用により、歩道上に、飲食店のテラス席、キッチンカー、休憩施設、オープンカフェ等の設置が可能となり、歩道の柔軟な利活用が推進。



◇神戸市（市道若菜^{わか}神戸駅線）

- ・歩道と車道の境界が意識されないようにリニューアルされ、オープンカフェ等の設置によって、滞留・賑わい空間を創出。2022年2月ほこみち指定



※写真は自治体より提供



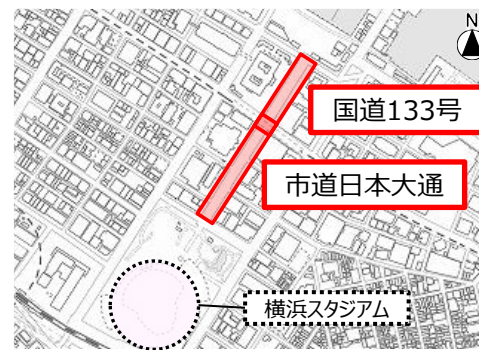
※背景地図:地理院地図(電子国土Web)より引用

◇横浜市（日本大通り）

- ・店舗や事業所からなる日本大通り活性化委員会が2006年に発足し、オープンカフェの運営やイルミネーション事業等に取り組む。2021年8月ほこみち指定。



※写真は自治体より提供



※背景地図:地理院地図(電子国土Web)より引用

◇福井県敦賀市（国道8号）

- ・バイパスによる交通転換を踏まえ、4車線⇒2車線化の空間再編が完了。広くなった歩道において、市と民間事業者が連携して、賑わいづくりを実施。2022年4月ほこみち指定。



※背景地図:地理院地図(電子国土Web)より引用

◇岐阜県大垣市（主要地方道大垣停車場線）

- ・ほこみち指定された「まちなかテラス」で、歩道上でのテラス席の設置や物品販売を支援する等、居心地がよく歩きたくなるまちなかづくりを推進。2022年3月ほこみち指定。



※写真は自治体より提供



※背景地図:地理院地図(電子国土Web)より引用

ほこみちインスパイアフォーラム(R4.11.11)

ほこみち制度創設から2年。ほこみちの普及や道路空間の更なる賑わいの創出を目指し、行政や民間企業等より約550名が参加し、実践者から各地でのほこみち等の取組などについて発表。場所は、道路空間活用が進む大阪で開催。翌日には、参加者を対象に、道路空間活用の現場視察を実施し、約60名が参加。

開催概要

日時：2022年11月11日（金）15時～18時

場所：心斎橋PARCO スペース14（大阪市中央区）

主催：ほこみちプロジェクト事務局/国土交通省道路局

共催：大阪市

参加：会場約250名、WEB約300名



登壇者がテーマ毎にそれぞれの活動や取組状況等について発表



参加申し込みが応募期限前に定員に達し、会場は満席状態

実施内容

◇躍動する道路空間イノベーションのいま

- ・国土交通省道路局（ほこみち最前線）

◇インスパイアセッション

各地の道路空間活用等の取組・実践状況を発表

1. KOGANE（姫路市大手前通り）
2. 仙台市（定禅寺通り）
3. 福井県敦賀市（国道8号空活）
4. 国土交通省都市局（ウォークブル）
5. ほこみち事務局（パリレポート）
6. 岐阜県大垣市（まちなかテラス）
7. 静岡市（ハニカムスクエア）
8. 国土交通省総合政策局（官民連携手法）
9. ゲキダンイイノ（時速5kmのモビリティ）

◇踊る大御堂筋&なんばひろば会議

大阪市での道路空間再編の経緯や取組、舞台裏や今後の展望等について発表・トーク

- ・株式会社E-DESIGN 忽那裕樹
- ・有限会社ハートビートプラン 泉英明
- ・大阪公立大学大学院 嘉名光一
- ・NPO法人 御堂筋・長堀21世紀の会
- ・一般社団法人 ミナミ御堂筋の会
- ・なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会
- ・南海電気鉄道まち共創本部
- ・大阪市建設局

その他、大阪の道路空間活用箇所からの動画中継、ほこみち事例のパナー展示等も実施



【参考】コロナ占用特例からの経過措置

令和5年3月31日をもって現行のコロナ占用特例を終了

但し、歩行者利便増進道路制度（以下、「ほこみち」という。）への円滑な移行のため、経過措置を6か月措置（令和5年9月30日まで）

現行のコロナ占用特例

対象

下記に該当するものは、**新規でも無余地性の特例を認め占用許可**

- ① 新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること
- ② 「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること
- ③ テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設の設置であること
- ④ 施設付近の清掃等にご協力いただけること

占用料

免除

（ほこみちの占用料（10%）もコロナ占用特例を実施している間免除）

令和5年4月1日以降経過措置（案）

対象

終了時にコロナ占用特例が既に利用されており、道路管理者がほこみちへの移行手続き中のものに限定（※1）

※1 指定区間内の国道では、1件のみ
 （参考） コロナ占用特例からほこみちへの移行例（市道三宮中央通り線）（神戸市）
 （令和3年2月にほこみち指定）



コロナ占用特例



ほこみち

円滑な移行に配慮し措置

占用料

ほこみちと同様に政令で定める額の10%

（ほこみちにかかる占用料も、徴収（※2）開始）

※ 地方公共団体が道路管理者となる場合において、国のコロナ占用特例制度と同様の措置を実施している例もあるところ、これらの団体の参考となるよう、本措置について地方公共団体にも通知

滞在快適性等向上区域と歩行者利便増進道路制度の活用

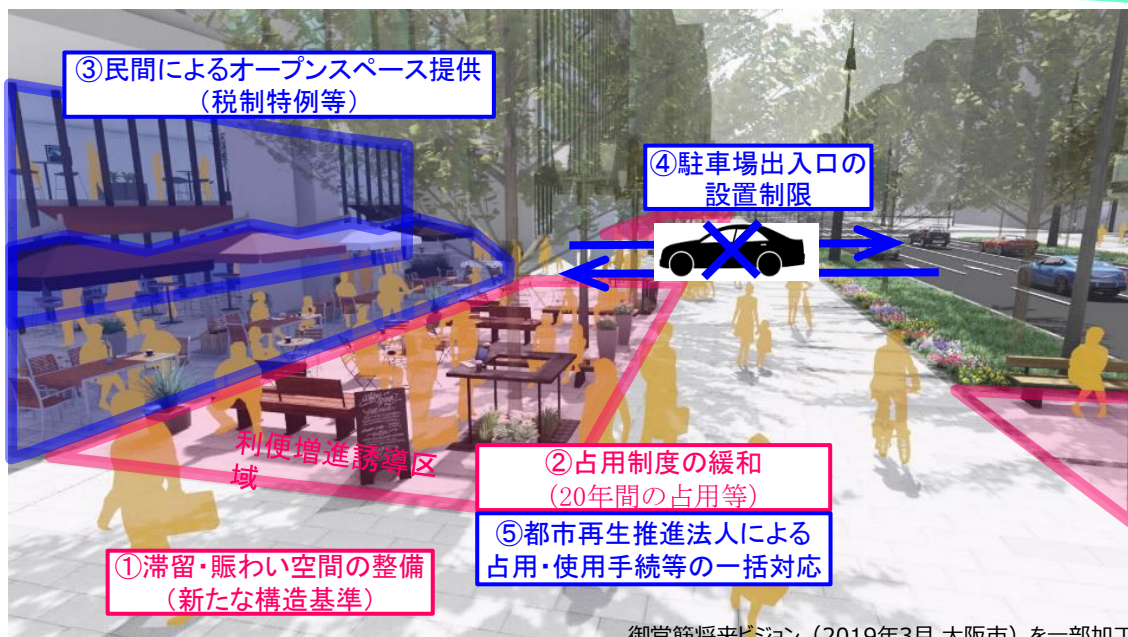
○ 歩行者利便増進道路（道路法改正案）と滞在快適性等向上区域（都市再生特別措置法改正案）を併用することで、官民一体で取り組む「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出を促進

歩行者利便増進道路

- ① 車線を減らして歩道を拡げるなど、歩道等の中に（通行区間とは別に）歩行者の滞留・賑わい空間を整備することが可能
→公共：交付金による重点支援（検討中）
- ② カフェやベンチの設置など、占用制度を緩和
→“無余地性”※1基準の適用が除外され、占用物件が置きやすく
※1 無余地性＝道路区域外にその占用物件を置く余地がなく、やむを得ない場合のみ占用を許可する、という基準
→実質的に20年の占用が可能、多額の初期投資が必要な物件も設置しやすく（公募占用を行う場合※2。通常は5年。）
※2) 公募が行われない場合でも、道路協力団体による占用であれば許可に代わって協議で占用可

滞在快適性等向上区域

- ③ 公共による道路の修復・改変と民間によるオープンスペースの提供など、官民一体による公共空間の創出が可能
→公共：交付金（国費率の嵩上げ等）
民間：税制特例、補助金
- ④ 区域内の特定の道路について、駐車場出入口の設置を制限することが可能
- ⑤ イベント実施時などに都市再生推進法人が道路の占用・使用手続等を一括して対応



両制度を併用すると…相乗効果 **大**

- i. 歩行者の利便増進のための道路整備や、その周辺で民間によるオープンスペースが提供されるなど、エリア内でまちづくりが行いやすくなる。
- ii. カフェ、ベンチ等の道路の占用について、占用基準・期間の緩和、都市再生推進法人による手続面のサポートにより、空間活用が行いやすくなる。
- iii. 歩行者の利便増進が図られた道路沿いの駐車場の出入口の設置制限により、エリア内の安全性や快適性が向上する。